定年後の再雇用制度の基準に関する労使協定書

株式会社○○と、従業員代表○○○○とは、高年齢者雇用安定法第９条２項の規定に基づき、定年退職者の再雇用制度について、次のとおり協定する。

（定年退職者の再雇用）

第１条　会社は、60歳定年により定年退職する正社員を対象として、再雇用制度を定める。

（希望者全員を対象とする再雇用）

第２条　定年退職後も引続き勤務を希望する者については、心身の故障のため業務に耐えられないと認められる者又は就業規則の解雇事由若しくは退職事由に該当する者を除き、下表の本人の生年月日の区分に応じて定める右欄の年齢に達した日まで、１年契約の更新制により継続雇用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 本人の生年月日 | 年　齢 |
| 平成28年3月31日まで | 昭和28年４月２日から昭和30年４月１日生まれ | 61歳 |
| 平成31年3月31日まで | 昭和30年４月２日から昭和32年４月１日生まれ | 62歳 |
| 平成34年3月31日まで | 昭和32年４月２日から昭和34年４月１日生まれ | 63歳 |
| 平成37年3月31日まで | 昭和34年４月２日から昭和36年４月１日生まれ | 64歳 |

（65歳までの再雇用）

第３条　前条の表右欄の年齢に達した日の翌日以降については、契約更新時に次の再雇用該当基準のすべてを満たす者に限り、最長65歳に達した日まで、嘱託として再雇用する。

①　本人が引き続き継続雇用されることを希望し、会社が提示する職務及び労働条件に同意する者

②　心身ともに健康であり、直近１年以内の健康診断において業務遂行に問題がないと判断された者

③　就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当しない者

④　直近３年間の業務成績が通常の水準を超える者で、一定の業務に関し豊かな業務経験または専門的な知識を有していること。

⑤　直近３年間の出勤率が、毎年80％以上である者

⑥　直近３年間において就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けたことがない者

２　再雇用期間は原則として１年契約とし、会社の判断及び本人の希望により更新することができるものとする。

（基準及び労働条件の通知）

第４条　会社は、定年に達する者に対し、定年退職日の３か月前（以下「基準日」という）までに、第２条または第３条による再雇用対象者の基準及び再雇用後の労働条件を本人に明示し、再雇用の可否を本人に通知する。

（再雇用契約）

第５条　再雇用条件を満たす再雇用対象者が、定年以降も引き続き勤務を希望する旨を定年退職日の２か月前までに会社に申し出た場合は、協議のうえ、定年退職日の１か月前までに労働契約を書面にて締結する。

（契約の更新）

第６条　会社は、更新を希望する再雇用者の契約更新の都度、契約満了日において第２条または第３条第１項の１号から７号の基準又は条件を満たすかどうかを判断し、契約更新の有無を契約期間満了30日前までに本人に通知する。ただし、業務量、勤務成績、態度、能力、会社の経営状況等によっては更新しない場合がある。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに会社、従業員代表いずれからも申出がないときは１年単位で有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協定の失効）

第８条　更新にかかわらず、この協定は、平成37年3月31日限り、その効力を失うものとする。

平成〇年〇月〇日

株式会社○○○○

代表取締役　　○○　○○　　　　印

従業員代表　　○○　○○　　　　印